装事航第20021号 令和4年12月14日

調達管理部長 殿各地方防衛局長

調達事業部長 (公印省略)

航空事故調査委員会の運営要領について(通知)

標記について、契約履行中の航空機等の航空事故調査及び報告等に関する事務要領について(装管調第20020号。令和4年12月14日。以下「長官通達」という。)第7条第3項の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類:別紙

写送付先:統合幕僚監部総務部長、陸上幕僚監部装備計画部長、海上幕僚監部監

察官、航空幕僚監部監理監察官、長官官房審議官、プロジェクト管理

部長

配布区分:調達事業部航空機調達官、調達事業部輸入調達官

航空事故調査委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、航空事故調査委員会(以下「委員会」という。)の組織及 び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は、長官通達第2条に定めるところによる。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員、主任調査官及び調査官をもって組織し、構成は、次のとおりとする。
 - (1) 委員長 調達事業部長をもって充てる。
 - (2) 副委員長 総括装備調達官(担当官室長の分掌に属する調達事業部総括装備調達官をいう。以下同じ。)をもって充てる。
 - (3) 委員 調達管理部調達企画課長、調達管理部企業調査官、調達事業部航空機調達官、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長、調達事業部航空機調達官付回転翼室長、調達事業部輸入調達官及び調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長をもって充てる。
 - (4) 主任調査官 担当官室長又は担当官室長が指名する者をもって充てる。
 - (5) 調査官 補助者又は補助者が指名する者を充てる。
- 2 委員長に事故がある場合、委員長が欠けた場合又は委員長が特に指示する場合には、副委員長が委員長の職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、第1項に掲げる者以外の者を、委員、 主任調査官及び調査官に指名することができる。ただし、幕僚監部の隊員を指 名する場合は、航空事故調査への協力を依頼した幕僚監部から指名された隊員 をもって充てるものとする。
- 4 委員会の構成員が、航空事故が発生した航空機又は航空事故に関係する航空機の乗組員である場合には、航空事故調査の職務の従事から除外するものとする。
- 5 長官通達第7条第2項ただし書きにより長官又は長官が指名する者を委員長に充てる場合は、本条第1項第1号及び第2号によらず、調達事業部長を副委員長に充て、総括装備調達官を委員に充てるものとする。

(職務)

- 第4条 委員長は、委員会の会務を総括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、航空事故調査を総括する。
- 3 委員は、委員会の議事に参加する。
- 4 主任調査官は、現地調査を指揮監督し、現地調査書を作成し、航空事故の発

生の日から2箇月以内に委員長に提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により所要の期間内に提出できない場合は、理由及び提出見込み時期を委員長に報告しなければならない。なお、現地調査書には、関係する幕僚監部が定める様式を準用することができる。

5 調査官は、現地調査及び現地調査書の作成について、主任調査官を補佐する。

(運営)

- 第5条 委員長は、航空事故調査に関して委員を招集する。
- 2 委員会は、現地調査書に基づき、調査の内容、原因の特定、航空事故調査報告書及び航空事故再発防止策について審議するものとする。
- 3 委員長は、主任調査官その他の必要と認める隊員を委員会に出席させて、意 見を述べさせることができる。
- 4 委員会の庶務は、調達管理部調達企画課長の協力を得て、担当官室長において処理する。
- 5 委員は、部下職員のうち適当と認める者を指名して審議の準備等に関し、補 佐させることができる。

(解散)

- 第6条 委員長は、航空事故調査が終わり、適当と認める時期をもって、委員会 を解散するものとする。
- 2 委員会の解散後、委員会が所掌していた航空事故調査に係る一切の事務は、 担当官室長が継承するものとする。

(委任規定)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員 長が定める。